

# 京都市重度身体障害者移動事業 利用規定

社会福祉法人 京都障害者福祉センター  
京都市洛南身体障害者福祉会館

## (目的)

第1条 京都市重度身体障害者移動支援事業（以下「事業」という。）は、通常の交通手段を利用する事が困難な在宅の重度身体障害者及び重度身体障害者が中心に構成される団体（以下「障害者団体」という。）が、各種の事業に参加するにあたり、リフト付き乗用車の運行を行うことにより、当該身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって在宅身体障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（京都市重度身体障害者移動支援事業実施要項：抜粋）

## 利用対象

- 身体障害者手帳（1級～3級）をお持ちの方が10名以上で構成する団体。
- 当日は4名以上の利用で申請すること

## 利用料

- 無料（運転士を含む）高速道路利用料、駐車場利用料など移動経路上に係る費用は実費負担）

## 移動範囲

- 原則京都市内

## 利用日

- 会館の休館日を除く日程で、午前8時30分（当会館出発）から午後5時（当会館着）

## 申請

- 初回利用時に利用団体登録。
- 利用希望日の1ヶ月前に日程を申込み。2週間前までに申請書類を提出。

※車両の空き状況や運転手の手配状況によりご利用いただけない場合があります。

## 留意事項

- 申請者またはそれに代わる者が、初めの集合から最終の降車まで車両に同乗してください。
- 乗降の集合場所または解散場所は最大2か所（当会館集合を含む）で設定してください。
- 当日に利用する施設及び駐車場等の申し込みや対応は、申請者が行ってください。
- 移動経路中に車両の待機時間が発生する際は、待機場所の具体的な指示や待機に掛かる駐車場費用の対応などを行ってください。